

ブライダル事業部会則

特定非営利活動法人ブライダル芙蓉会

はじめに、この会則はブライダル芙蓉会の内規による会則である

(名称)

第1条 本会は、特定非営利活動法人ブライダル芙蓉会所属、結婚コンサルタント業務「ブライダル芙蓉会」と称する。

(目的)

第2条 本会は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 結婚を希望する者を会員として募集する。
2. 会員が成婚に至るまでの結婚紹介業務。
3. 当会会員のパーティー親睦会等々の企画及び開催。
4. 結婚に係わる各種業者と、その企業経営者及び、自営事業者との交流により生じる会員募集。
5. その他上記に付帯する一切の事業。

(所在地)

第3条 本会は、本部を「群馬県渋川市赤城町溝呂木1027番地1」に置く。

(組織)

第4条 各地に於いて、営業を行う結婚紹介業者である支部長と、当会趣旨に賛同する事業主、及び協力者によって、第2条2項の目的を達成する為、次の役員を置く。

- | | |
|--------------|----|
| (1) 会 長 | 1名 |
| (2) 副 会 長 | 1名 |
| (3) 事 務 長 | 1名 |
| (4) 会 計 | 1名 |
| (5) 会計監査 | 1名 |
| (6) 事業部長 | 1名 |
| (7) 広報部長 | 1名 |
| (8) 新規会員登録業務 | 1名 |
- 兼新支部長辞令書交付

尚、役職の役割は次の通り明細を記す。

- (1) 会 長 常に情報を把握し、会の円滑な運営発展と支部長及び会員の目的達成に努め、本部を担当する。
- (2) 副 会 長 会長を補佐し、又、会長の代行を務める。
- (3) 事 務 長 本会全般の事務を把握して業務日誌を作成し、会長に報告し、会議及び諸件の議事録の作成と保管に努め、必要に応じ提示などし、会の要求に備えること。会計、書記も兼用する。
- (4) 会 計 会の運営資金一切の収支と、関連書類の整理、保管に努め、その実態を常に明らかにしておく。
- (5) 会計監査 会の会計を監査し、本部との連携により資金の収支、明細を監査する。
- (6) 事業部長 本会の各種事業に参加し、率先して事業を完成させなくてはならない。第2条3項、4項の目的を達成させる為、長としての責任を負うこと。次に開催される予定事業の選定、及びそれによる資金調達等にも事務長と共に協力し、交流して行うこと。
- (7) 広報部長 本会の各種事業及び、第2条3項、4項の目的を達成させる為の公告宣伝の計画立案と、それによる資金調整を事務長と共に強力し、交流して行うこと。
- (8) 新規会員登録業務権新支部長辞令書交付
新規入会者の管理、登録業務の一切を行う。又、新支部設置の申請審査を受け支部登録料及び会費の納入完了確認と辞令書の交付を行い、事務長と共に協力し、交流して行うこと。
- (9) 伝達経路 各事項の伝達は、事務長が連絡網を通じて行う。

(行事)

第5条 本会は、第2条2項の目的の為、必要に応じ研修会、宣伝、親睦会、パーティー、相談会、懇親会等と、各企業訪問、各所団体等の訪問など行う事もある。

これらにかかる費用は、原則として参加者負担とするが、事情により一部本部負担とすることもある。その場合は、役員会により金額を設定する。

(会議)

第6条 本会は、毎月1回支部長会議（定例会）を開き、情報交換、新入会員、プロフィール、その他各種資料の配付、伝達等の研修を行う。

定例会は毎月10日とするが、変更となる場合もある。

1. 本会は、定例支部長会の他、必要に応じ臨時に会を開き、支部長を招集する事が出来る。
2. 会議の招集は会長の名に於いて行い、支部長の3分の2以上の出席を得て成立し、出席者の過半数の同意で議決される。

(入会及び退会)

第7条 本会への加入は、支部設置の申請審査を受け、支部登録料及び会費の納入完了によって認める。本会退会は、申し出の翌月までの金銭の精算と、各種各配布書類及び、貸付書類の返還をもって認める。支部長が賛助会員を有する場合、賛助会員の入退会は、支部長が責任を持って管理し、退会、休会の場合は、申し出の日より2日以内に、管理支部長が責任を持って処理する事。

債務不履行の場合は、その支部長は全責任を負い、金銭の精算をしなくてはならない。

(会員の資格喪失)

第8条 支部長が、次の各号のいずれかに該当するに至った時は、資格を喪失する。

- (1) 退会した時。
- (2) 本人が死亡、もしくは失踪宣言を受けた時。
- (3) 継続して会費を3ヶ月以上滞納した時。
- (4) 除名された時。
- (5) 6ヶ月以上継続して休会の場合。

(退会)

第9条 支部長は、会長が別に定める退会届けを会長及び、本部理事長に提出して任意に退会する事が出来る。

(除名)

第10条 支部長が次の各号のいずれかに該当する場合には、役員会の決議により除名する事が出来る。この場合、役員会に於いて決議する前に支部長に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本会会則に違反した時。
- (2) 本会の名誉を傷つけたり、又本会に金銭の損害を与えた時。目的に反する行為をした時。

(休会)

第11条 支部長は、会長が別に定める休会届けを会長及び、本部理事長に提出して了解の上休会することが出来る。

(会費)

第12条 本会の会費は、月額3,000円とし、毎月の支部長会議開催の日を納入と定める。途中入会者の会費は、1ヶ月を15日分割とし、15日以降の入会でもその月分として扱う。尚、納入された会費、又、その他の納入金銭は返却しない。但し、休会中の会費は免除する。復会の場合は復会費として金10,000円を納入し、別途月会費を納入する。

(運営)

第13条 本会の運営は、支部加入登録費、入会金、月会費、寄付金、イベントによる余剰金、その他の資金を充てる。

(弔慰金)

第14条 本会は、下記に該当する件について弔慰を示す。

1. 支部長本人の死亡。 香典 金1万円と供物（花輪など）
2. 支部長の妻、又は夫の死亡。 香典 金1万円 又は、生花

(会計年度及び監査)

第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終了する。会計監査は必要に応じ、会長の指示により適時実施する。

(会則の変更)

第16条 本会の会則は支部長の過半数（但し委任状も含む）以上の同意があれば会長の裁決により、必要に応じて随時変更する事が出来る。

(実施)

第17条 本会の会則は平成20年11月10日に改正実施する。

附則

1. 平成22年10月1日第18条の追加